

「お花畠・de・ピクニック vol. 3」出店要項

1. 開催日程 令和8年3月28日（土）
2. 出店時間 10:00～15:00（15:00～17:00も継続して販売可能です）
3. 会場 遠賀川河川敷公園（中之島）（のとがたチューリップフェア会場内）
4. 出店者の決定
 - (1) 出店者は、最大6事業者とする。
 - (2) 出店者は、応募者の中から直方市商工観光課の協議により出店者を決定する。
 - (3) 各店舗の出店位置は直方市商工観光課が指定する。直方市商工観光課の許可なく変更は認めない。
※出店場所については別紙のレイアウトを参照。
5. 出店の条件
 - (1) 直方市内に店舗または事業所があること。
 - (2) 1団体につき以下の部門の内1部門のみとし、3種類以上の商品を提供できることを条件とする。
【部門】
 - ① おにぎり・サンドイッチ部門 2店舗
 - ② おかず部門 2店舗
 - ③ デザート部門 2店舗
 - (2) 提供する商品の価格は1品あたり250円（税込）または500円（税込み）とする。
 - (3) 店頭での商品の購入はチケット制とする。
チケットは主催者が販売する。（250円×4枚綴り）
店舗の売り上げはチケットを集計したうえで主催者より精算を行う。
 - (4) 15時まで欠品が出ないように商品を準備すること。
※出店時間内の再仕込みにかかる一時閉店が必要な場合は申込前に主催者と協議を行うこと。
 - (5) お客様へ商品を提供するための皿・カップ、その他必要な物は各店舗で用意すること。
主催者は、お客様に対してトレイ（約23cm×約23cm）と割りばしをお渡しします。
 - (6) (1)～(5)の事項、については、出店者決定後、出店者との協議により内容が変更になる場合があります。
6. 出店の区画
1店舗あたりの区画は、幅2.69m×奥行き3.56m予定です
7. 出店料 2,200円
8. 出店者の責務
 - (1) 出店に必要となる法的届出（保健所への届出等）は、各出店者が責任をもって行うこと。
 - (2) 許可された範囲の食品のみの提供とする。
 - (3) 直方市商工観光課ならびにフェア主催者が保健所に確認できるよう、事前に臨時営業許可・仮設営業許可の写しを提出すること。
 - (4) 出店の際は必ず営業許可証をテント内に掲示すること。
 - (5) 出店者は、事前に事務局に対して出店責任者を報告することとし、出店責任者は現地に常駐すること

- と。但し、特段の理由により出店責任者が会場を離れる場合には、必ずスタッフに届け出ること。
- (6) 出店に関する全てのトラブルは、出店者の責任において対応すること。
- (7) 出店で発生したゴミは、出店者の責任により衛生的に管理し、確実に持ち帰ること。(※会場内にゴミ箱を設置しないため)
- (8) 電源（発電機 2,000W 2台）使用可能。ただし、全店舗の使用状況により電源の使用や提供商品を調整する場合がある。
- (9) 机の上でコンロ等の火器を使用する場合は、ベニア板・石膏ボードなどを下に設置すること。
- (10) 以下に該当するものを禁止し、これらに抵触する場合は、会場内から撤去を命じることとする。
- ① 法令が定める規定に違反した行為
 - ② 会場全体の品位を損なう装飾
 - ③ 出店者自身の宴会行為（飲酒・BBQ 等）
 - ④ 動物の放し飼い
 - ⑤ その他事務局の指示に従わない行為
- (11) その他、出店およびフェア全体の運営に関することは、直方市商工観光課およびフェア主催者の指示に従うこと。これに違反する場合は、直方市商工観光課およびフェア主催者の判断により会場からの退去および出店の許可を取り消す場合がある。
- (12) 出店のために出店者が準備した機材・備品の盗難・破壊行為等に関して、事務局は一切責任を負わない。
- (13) 出店者は自身の判断により損害賠償保険等への加入をすること。

9. 搬入・搬出作業

- (1) 【搬入作業日時】令和8年3月27日（金）13:00～16:00
もしくは、出店日の09:00までに搬入作業を完了させること。
- (2) 【搬出作業日時】令和8年3月28日（土）17:00以降
- (3) 歩行者との接触を避けるため、フェア期間中は09:00～17:00の間会場内へ車を乗り入れての搬入・搬出作業は禁止とする。
- (4) 資材の積み降ろし等で、会場内に車輛を駐車させる場合は、1店舗につき1台までとする。
なお、搬入・搬出作業は会場内の芝生を傷めることがないよう留意すること。

10. 駐車場の利用

- (1) 会場への入場の際には、フェア主催者が配布する「出店者駐車許可証」を警備員及び河川敷駐車場料金徴収員に提示すること。
- ※ 許可証の提示がない場合、駐車料金が発生するため、注意すること。
- ※ 駐車許可証を紛失した場合、再発行は行わない。

11. その他注意事項

- (1) 朝礼を実施するため、各店舗の代表者は、09:00に本部前に集合すること。
※ 時間厳守 代理は認めない。
- (2) 出店時間は10時からだが、準備が整い次第営業開始しても構わない。

直方市役所商工観光課（仲間・奥田）

〒822-8501 直方市殿町7番1号

TEL: 0949-25-2156 FAX: 0949-25-2158

Mail: n-shoko@city.nogata.lg.jp